

# 自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

- 1 委託業務名 令和8年度水産振興センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 委託場所 【秋田県水産振興センター本館棟及び機械棟】  
男鹿市船川港台島字鵜ノ崎8番地の4  
【秋田県水産振興センター海水ポンプ棟】  
男鹿市船川港女川字二ツ坂52番地の6
- 3 仕様 【本館棟及び機械棟】  
受電設備 容量 480kVA 電圧6,600V  
非常用予備発電装置 容量 100kVA, 48kVA 電圧 200V  
【海水ポンプ棟】  
受電設備 容量 100kVA 電圧6,600V
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 5 業務内容 秋田県水産振興センターの自家用電気工作物について、次の業務を実施するものとする。
  - (1) 定期点検の実施（月次点検及び年次点検）
  - (2) 臨時点検の実施（事故発生時等、必要の都度）
  - (3) 不良箇所改修の指導及び助言
  - (4) 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導
  - (5) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
  - (6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会
  - (7) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
- 6 委託基準 作業内容は別表のとおり

別表1

## 巡視、点検及び試験の基準(需要設備) (本館棟及び機械棟)

○印は各点検の該当項目を示す。

電 受	電気工作物	点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
			2か月1回	年1回	必要の都度
電 設 備	責任分界となる区分開閉器、断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検			○
		外部点検			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			○
絶縁油の点検、試験				○	
電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線 バスダクト等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
配電盤	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定		○		
	保護継電器動作特性試験			○	

電気工作物		点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
			2か月1回	年1回	必要の都度
受電設備	配電盤、制御回路	計器校正試験			○
		シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
		接地装置	○	○	
		漏洩電流測定	○		
	接地抵抗測定		○		
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断器 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
接地抵抗測定			○		

電気工作物		点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			2か月1回	年1回	
非常 用 予 備 発 電 装 置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験		○	
	その他受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

別表2

## 巡視、点検及び試験の基準(需要設備) (海水ポンプ棟)

○印は各点検の該当項目を示す。

電氣工作物	点検項目	定期点検		臨時点検	
		月次点検	年次点検		
		3ヶ月1回	年1回	必要の都度	
受	責任分界となる区分開閉器、断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
引込線等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
電	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検			○
		外部点検			○
電力ヒューズ	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
計器用変成器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
設	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線 バスダクト等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
備	配電盤	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○

電気工作物		点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			3ヶ月1回	年1回	
受電設備	配電盤、制御回路	計器校正試験			○
		シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
		接地装置	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○		
		接地抵抗測定		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断器 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	電動機	外観点検	○	○	
電気使用場所の設備	電動機	絶縁抵抗測定		○	
		電熱装置	外観点検	○	○
	電熱装置	絶縁抵抗測定		○	
		電気溶接機	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定			○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	